

南相馬市規則第 号

南相馬市認定こども園の管理及び運営に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南相馬市認定こども園条例（令和元年南相馬市条例第 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 1号認定園児 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号の規定に該当する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 2号認定園児 法第19条第1項第2号の規定に該当する小学校就学前子どもをいう。
- (3) 3号認定園児 法第19条第1項第3号の規定に該当する小学校就学前子どもをいう。

(定員)

第 3 条 認定こども園の利用定員は、次のとおりとする。

名称	定員
小高区認定こども園	123人

(学年及び学期)

第 4 条 認定こども園において学級を編成する場合の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 認定こども園の学期は、次のとおりとする。

- (1) 第 1 学期 4月1日から8月31日まで
- (2) 第 2 学期 8月31日から12月31日まで
- (3) 第 3 学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第 5 条 1号認定園児に関する教育又は保育を行わない日（以下「休業日」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、園長は、第3号から第6号までの休業日を、市長に届け出て変更す

ることができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 学年始業休業日 4月1日から4月6日まで

(4) 夏季休業日 7月21日から8月24日まで

(5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで

(6) 学年末休業日 3月20日から3月31日まで

(7) 前各号に掲げるもののほか、園長が必要と認める日

2 園長は、前項第7号の休業日を実施するときは、事前に市長に届け出なければならない。

3 2号認定園児及び3号認定園児に関する休業日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 1月2日及び同月3日まで並びに12月29日から同月31日まで

4 園長は、教育及び保育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、休業日を振り替えて教育及び保育を行うことができる。この場合において、園長は、あらかじめその理由及び期日を、市長に届け出なければならない。

（開園時間）

第6条 認定こども園の開園時間は、午前7時から午後7時までとする。ただし、園長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（教育及び保育時間）

第7条 認定こども園の教育及び保育時間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 1号認定園児 午前8時から午後1時30分まで

(2) 2号認定園児及び3号認定園児のうち、保育標準時間の認定を受けている者 午前7時から午後6時まで

(3) 2号認定園児及び3号認定園児のうち、保育短時間の認定を受けている者 前号の時間のうち8時間

（職員組織）

第 8 条 認定こども園には、園長及び保育教諭を置く。

2 認定こども園には、前項に規定するもののほか、次の職員を置くことができる。

- (1) 主任保育教諭
- (2) 調理員
- (3) その他市長が必要と認める者
(利用者負担額)

第 9 条 利用者負担額は、南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例（平成 27 年南相馬市条例第 9 号。）別表に定める額とする。

(1 号認定園児に係る入園の申込み手続)

第 10 条 認定こども園に入園を希望する 1 号認定園児の保護者は、入園申込書（1 号認定用）（様式第 1 号）及び南相馬市保育園規則（平成 18 年南相馬市規則第 58 号）第 2 条に規定する発達状況調査票（以下「発達状況調査票」という。）を園長を經由して市長に提出しなければならない。この場合において、発達状況調査票中「保育施設」とあるのは「教育・保育施設」と読み替えるものとする。

2 市長は、入園申込書及び発達状況調査票を受理したときは、その内容を審査し、入園を承諾したときは入園承諾書（1 号認定用）（様式第 2 号）を、承諾しないときは入園不承諾書（1 号認定用）（様式第 3 号）を保護者へ通知しなければならない。

(2 号及び 3 号認定園児に係る入園の申込み手続)

第 11 条 認定こども園に入園を希望する 2 号認定園児及び 3 号認定園児の保護者は、南相馬市保育園規則第 2 条に規定する保育園入園申込書及び発達状況調査票（次項において「入園申込書等」と総称する。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、入園申込書等を受理したときは、その内容を審査し、利用の調整をした結果、入園を承諾したときは保育園規則第 3 条に規定する入園承諾通知書を、承諾しないときは同条に規定する入園保留通知書を、保護者に通知しなければならない。

3 前 2 項に規定する保育園入園申込書、入園承諾通知書及び入園保留通知書中「保育園」とあるのは「認定こども園」と読み替えるものとする。

(入園申込み内容の変更)

第 1 2 条 保護者は、入園申込みの内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(退園)

第 1 3 条 保護者は、園児 (1 号認定園児に限る。) を退園させようとするときは、退園届 (様式第 4 号) を市長に提出しなければならない。

(保育の実施の解除手続)

第 1 4 条 保護者は、園児 (2 号認定園児及び 3 号認定園児に限る。次条において同じ。) の保育の実施を解除させようとするときは、保育実施解除届 (様式第 5 号) を市長に提出しなければならない。

(保育の実施の解除)

第 1 5 条 市長は、園児が次のいずれかに該当するときは、当該園児の保育を解除することができる。

- (1) 入園の理由が消滅したとき。
- (2) 正当な理由がなく欠席が甚だしいとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、特別の理由があるとき。

(教育及び保育の内容等)

第 1 6 条 認定こども園における教育課程その他の教育及び保育の内容については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (平成 2 9 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号) の規定に基づくものとする。

2 園長は、年度末までに翌年度の教育課程その他の教育及び保育の内容を編成し、市長に届け出なければならない。

(行事等の届出)

第 1 7 条 園長は、認定こども園の行事のうち、遠足及び園外で実施する教育及び保育を行う場合は、事前に市長に届け出なければならない。

(延長保育事業)

第 1 8 条 条例第 3 条第 2 号に規定する延長保育事業の実施については、南相馬市延長保育実施要綱 (平成 1 8 年南相馬市告示第 1 6 号) によるものとする。

(預かり保育事業)

第 19 条 条例第 3 条第 3 号に規定する預かり保育事業の実施については、南相馬市幼稚園預かり保育に関する規則（平成 18 年南相馬市教育委員会規則第 21 号）によるものとする。

（一時預かり事業）

第 20 条 条例第 3 条第 4 号に規定する市長が必要と認める事業は一時預かり事業とし、その実施については南相馬市一時預かり事業実施規則（平成 18 年南相馬市規則第 60 号）によるものとする。

（修了証書）

第 21 条 園長は、認定こども園における教育又は保育の課程を修了したと認める園児に対し、修了証書（様式第 6 号）を授与する。

（その他）

第 22 号 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 認定こども園の入園に係る募集、申請その他必要な行為は、この規則の施行前においても、行うことができる。